

平成 26 年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 26 年 5 月 8 日（木）
午後 3 時 32 分～午後 4 時 53 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 評議員の現在数 8 名
- 3 定足数 5 名
- 4 出席評議員数 7 名（議案第 1 号決議後 8 名）
- 5 審議事項
議案第 1 号 評議員の選任について
議案第 2 号 平成 25 年度事業報告について
議案第 3 号 平成 25 年度収支決算について
議案第 4 号 役員の選任について

6 議事の経過及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 職員の紹介

4 月 1 日付で職員の人事異動があり、職員の紹介をした。

(3) 議長の選任

定款第 18 条第 3 項の規定により、出席した評議員の中から選出した。

(4) 議事録署名人の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。

(5) 審議事項

ア 議案第 1 号 評議員の選任について

事務局より次のように説明があった。

「評議員が 1 名、平成 26 年 3 月 31 日をもって退任された。後任者を「評議員候補者名簿」のとおりとし、平成 26 年 4 月 23 日開催の理事会において決定したので提案する。任期は、定款により、退任者の任期の残任期間となる。」

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

議事を中断し、選出された評議員が入室、ご挨拶いただいた後、議事を再開した。

イ 議案第 2 号 平成 25 年度事業報告について

事務局より次のように説明があった。

『概要』

『公社を取り巻く社会環境と公社の現状』

「大きく 2 点ある。1 点目は、介護保険制度改正に向けた国の動きである。「地域包括ケアシステムの構築」において、これまで介護保険の予防給付の一部であった訪問介護・通所介護が、市町村が取り組む地域支援事業に移行することとなり、サービスの多様性やボランティアの育成が求められ、公社が培ってきた市民相互の助け合い

による事業の重要性がますます増してくる。

2点目は、公社の公益法人としての事業推進に向けた動きである。公社では、公益法人としてその公益性を発揮していくに当たり、職員が公社の理念やその使命について認識を深め、共有する必要があると考え、全職員に対し、「理念・使命研修」を実施した。この研修を通じ、職員一人ひとりがそれぞれの仕事の中でその公益性とは何かを改めて問い直す機会となり、今後の事業展開における基礎固めをすることができた。

事業の推進に当たっては、公社が公益法人に移行するに当たり主張してきた、「循環型システムの推進」等の3点を機軸に、平成24年度に作成した中期計画に沿った事業の取組を今後も進めていく。」

『重点事業の取組』

大きく4点ある。1点目は、「公益財団法人として地域における福祉、介護サービスの質の向上への取組」である。訪問介護係では、他事業所へ介護研修や、公社協力会員等への講師の派遣を行った。また、平成24年度に引き続き、公社の内部研修やケースカンファレンスを他事業所の介護職員にも公開するとともに、新たに法律相談等の専門相談についても同様にその門戸を開放した。ホームヘルパーフォローアップ研修では、実際に就労している介護職員も参加できるように、休日・夜間帯に研修を開催するなどの工夫をし、地域介護サービスの質の向上に努めた。

2点目は、「食事サービス事業の改善に向けた具体的な取組」である。具体的な取組として、一つ目、食事サービス利用の拡大では、食事サービスパンフレットの刷新や、新たに産前産後・子育て中の方向けのパンフレットを作成するとともに、専門職がかかわることで、「必要な人が、いざという時、助けてもらえる・見守ってもらえる・相談できる」という公社の食事サービスの特徴を明確にし、民間サービスとの区別化を図り、サービスの利用拡大に努めた。二つ目、配食の役割と見守りの強化では、市内の配食サービス業者に呼びかけ、見守りも含めたサービスの質の向上を目的として、「調布市食事サービス連絡会」を開催した。三つ目、多世代にわたる協力会員の確保では、今後の事業展開において、多世代にわたる協力会員の確保が必要になることから、その一歩として、子育て中の若い世代に公社の食育活動を知っていただくための事業として、親子向けの料理教室を開催した。四つ目、専門職と協力会員との協働体制の見直しでは、実際に配達に携わる協力会員が中心となり公社の専門職の意見も反映させた配達マニュアル等、食事サービスに関するマニュアル類を改定した。

3点目は、「高齢者の見守り体制の強化」である。見守りの役目も期待される食事サービスにおいて、公社専門職と配達協力会員との協働体制の見直しを行い、見守りの強化に努めた。また、さきの「調布市食事サービス連絡会」の開催により、市内の配食サービス業者とのネットワークを構築することで、高齢者等の地域での見守り体制を構築した。

4点目は、「認知症の方を支える地域づくり及び家族介護者への支援の推進」である。その主な取組の一つは、家族介護者や、その支援を行っている援助者に対する情報提供として、「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」を発行した。関係団体を通して市民に配布し、また、新聞紙上でも紹介されるなど、大きな反響

があった。二つ目に、福祉講演会では、「認知症の理解を深める」と題し、若年性認知症の方のデイサービスや家族介護者支援を先駆的に実践している「NPO 法人町田市つながりの開」理事長の前田隆行氏を講師に、講演会を開催した。参加した認知症の当事者からは、「本当は怖かった。でもがんばっていけそう」、介護している方からは、「若年性認知症に特化したデイサービスや介護者同士の情報共有の場がない」などの声があった。公社としても、今後、若年性認知症も含め、介護者同士が気軽に集える認知症カフェの開催等を検討していく。

そのほかにも、家族介護者への支援では、国領デイサービス、ぷちぼあん、地域包括支援センターの各事業の中で家族会を開催した。」

『個別事業』

『I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業』

「1 有償在宅福祉サービス事業」。

「公社が理念として掲げる、市民相互の助け合い、あたたかい地域づくりを念頭に、専門職と協力会員との協働を推進する取組を初めとして、住民参加事業の基盤強化を行った。

ホームヘルプサービスにおいては、同居家族のいる場合の家事支援や草取りなど、公的制度では対応できない支援ニーズが増加した。実績は、利用者数、利用件数、利用時間は、昨年度と比較し、全ての項目で増加した。

食事サービスにおいては、平成 24 年度に取りまとめた「食事サービス事業のあり方に関する報告書」並びに平成 25 年度～29 年度を計画期間とする 5 カ年のロードマップに基づき、重点事業の「食事サービス事業の改善に向けた具体的な取組」及び「高齢者の見守り体制の強化」に向け取組を進めた。一つ目は、市内の配食事業者が増え、食事の選択肢が広がる中、食事サービスのパンフレットの刷新や、地域の会議等で試食会を展開するなど広報活動を強化した。この結果、減少傾向にあった利用者数・食数ともに増加し、総食数は 4 万 9,655 食になった。二つ目は、現在、食事サービスを利用されている利用会員への対応として、「ヘルパーが食事介助を行うため、食事を手渡しせず冷蔵庫に入れる」「食事は要らないと言われても、ご家族から依頼されていますのでお届けにまいりましたなどと丁寧に説明しお届けする」などと、認知症の方に合わせたコミュニケーションや対応が協力会員にも求められている状況である。このため、実際に配達に携わる協力会員が中心となり、公社の専門職の意見も反映させた配達マニュアルなど、食事サービスに関するマニュアル類を改定した。このような取組を通じて専門職と協力会員との協働を推進し、見守り機能の強化に努めた。実際にお届けする際の様子の確認と見守りにおいて、全国的に被害が多発している「振り込め詐欺」について、配達時に協力会員が気づき、未然に防止できたという事案があったことを報告した。

そのほか、去る 2 月の 8 日、15 日の大雪の対応について報告する。2 週続けて週末に記録的な大雪となった。公社の食事サービスでは、このような天候の中、調理・配達・洗浄の協力会員の「こういう日にこそお食事を届けなくては」という強い思いのおかげで、大きな事故や遅れもなくサービスを提供することができた。利用会員の方々から「さすがゆうあいさんだ!」、 「大変心強かった」とのお礼の言葉をいた

だいた。今後、公社としては、こうした大雪や台風、災害などの際の対応について、災害時の対応マニュアルの見直し、そして BCP 計画（事業継続計画）の策定を行い、より安全、確実にサービスが提供できる体制を構築していく。

個別事業のより詳しい実績数値については事業報告資料を参照いただきたい。」

「2 生活支援コーディネート事業」。

「多くの方に「ちょこっとさん」を知っていただけるよう、昨年度に引き続き「ふれあい給食」への出張説明などを行い、広報を強化した。また、これまで公社が蓄積してきた事業のノウハウを小地域での活動に提供し活動をサポートするとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会など地域の関係機関と連携を図りながら事業を行うことができた。実績については、相談件数は 218 件、利用件数は 156 件となった。」

「3 在宅福祉サービスに関する相談事業」。

「高齢者、障害者、病弱者及びひとり親家庭等の総合相談の窓口として、公社が展開している地域包括支援センターや介護保険事業によって蓄積した情報やノウハウを活用し、相談に応じた。また、地域の関係機関と連携しながら、最適な支援につなげるなど、問題解決に向けて対応した。24 時間 365 日対応することで、市民の誰もが、いつでも相談ができる安心や、信頼感を築くことができた。医師及び弁護士による専門相談については、地域における福祉、介護サービス人材の資質向上への取組を進めるため、公社とかかわりのある市内関係機関等の法人に公開し、実施した。」

「4 居宅介護支援事業」。

「平成 25 年度は、利用者の望む暮らしが実現できるように、適宜アセスメントを実施し、ケアプランの作成、変更を年間 1,385 件実施した。ケアプラン実施に当たり、介護保険サービスのみならず、地域の社会資源を取り入れながらケアマネジメントを行った。これからも公益法人の居宅介護支援事業所として多くの課題、認知症や精神疾患、経済的な問題を抱えた利用者に対しては、より丁寧なケアを心がけ、地域包括支援センターを初め、行政や医療機関、地域の方々と連携をとりながら対応し、支援していく。また、平成 25 年度は、初夏からの猛暑や冬の大雪などの厳しい気象の影響で、介護度にかかわらず体調を崩される方が多く、緊急の受診や入院の対応をした。認知症の進行により在宅生活が困難となられた方や入院から施設入所へ移行される方に対しては、施設入所へ向けた支援をした。」

「5 調布市地域包括支援センターゆうあい事業」。

「市内最多の高齢者人口を有する地区を担当しており、地域のセーフティネットとして、また、地域包括ケアを支える拠点として、高齢者や障害を持つ人が地域で安心して暮らせるよう努めた。平成 25 年度の地域ケア会議では、「生活を支える資源を考える」をテーマとして 3 回開催した。地域の関係機関の方々とともに、10 年後に予測される社会状況について学び、地域包括ケアシステムの構築に向け、必要な地域資源について話し合い、理解を深めた。地域包括支援センターゆうあいの周知度向上のため、出張説明会の企画、提案、開催を行った。また、見守りネットワーク事業担当者を中心に、地域の行事へ積極的に加し PR を行った。」

「6 訪問介護事業」。

「この事業は、利用者が安心して地域で在宅生活を継続できるよう自立支援を目指し、介護保険サービスの訪問介護と介護予防訪問介護サービスを、公社職員の介護士によるチームケア方式による質の高いサービスの提供に努めた。さまざまな課題を抱える利用者を、介護支援専門員や地域包括支援センター等の支援関係者と連携し、サービスを提供した。しかしながら、4月当初よりサービス中止が増加し、新規の受け入れを行ったが、6月に頻繁に利用していた利用者の入院と入所が相次ぎ、訪問時間数が大きく落ち込んだ。新規受け入れを積極的に進めたが、前年度並みに回復したのは10月以降となった。さらに、新規利用者は、自宅からデイサービスの送り出しやお迎え等の短時間の利用が多く、平均訪問時間が約56分となり、前年度と比べ約13分短くなった。こうした要因が重なり、訪問時間数は約1万8,071時間と減少し、年間で約1,619時間の訪問時間が減少した。平成27年度の介護保険制度の改正は、当事業においても大きな影響がある。公社自主事業の要の事業であることを再認識し、公社全体の問題として対応していく。」

「7 デイサービスぶちぼあん事業」。

「ぶちぼあんは、開所から7年を経過した。継続して利用されている方の認知症状が重度化したため、在宅生活が困難となり、入院・入所した方が多い年となった。少しでも長く在宅で暮らし続けることができるよう、重度化に対応したきめ細やかな個別ケアを実践するとともに、ベッドを増設するため休憩室の改修を行った。地域開放支援事業では、運営協議会がひだまりサロンや地域交流会を定期的に開催し、自治会や近隣の市民への施設貸し出しも順調に行った。」

「8 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」。

「平成25年度のサービス利用延べ人数は9,071人で、利用率は73.7%となった。1日の平均利用人数は30.95人で、平成24年度に比べ0.22人増加した。主な要因としては、中止となる利用者が少なかったこと並びに12月以降、介護度の高い方が定期的に利用したことによるものである。サービス提供については、転倒予防体操や趣味活動を中心に季節行事を取り入れ、通所介護計画に基づき提供した。利用者の個別状況を職員間で共有してサービス提供に当たるとともに、定期的に計画の見直しを行い、関係機関と連携を図りながら、課題を抱える利用者を積極的に受け入れ、セーフティネットとしての役割を果たした。

2月の大雪では、送迎車両が運行不能となり、事業を休止した。この休止に当たっては、利用者等に連絡を入れ、健康状態や食事の確保ができていないかなど、生活に支障がないことを確認した。

介護予防デイサービスでは、長期間、定期的に利用することで心身の状態の向上や維持につながった。地域福祉交流育成では、ボランティア数が個人・団体ともに昨年を上回る結果となり、交流会への参加も増加した。また、職場体験の受け入れでは、中学生が福祉の現場を実際に体験することで生徒の成長に貢献できた。家族会については、介護から離れて家族が集い、職員を交えて意見交換することで、介護に対する新たな視点や発見があり、介護者の負担を軽減することにつながった。」

「9 低栄養予防事業（いきいきクッキング）」。

「介護予防事業として低栄養の状態を改善するため、買い物・調理の仕方などの必要な知識を学ぶ教室形式のプログラムを実施した。参加者の身体的な問題、家族との関係など、さまざまな背景を組み込んだ個別プログラムを作成し、管理栄養士のアドバイスのもと、個別に取り組む課題を取り上げ、支援した。事業終了後も、参加された方が、低栄養予防の取組を継続できるよう、フォローアップ講座を実施した。」

「10 軽度生活援助事業」。

「この事業は、高齢者の自立した生活の継続と、認知症高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護職員や協力会員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行う調布市独自の一般施策事業を受託し、実施した。実施に際しては、生活援助事業では、公社で長年ホームヘルプサービスを提供してきた協力会員が、見守り事業では認知症高齢者対応の実績がある公社のヘルパーが援助を行った。サービスを提供することで、利用者の状況を早い段階で把握できることから、地域包括支援センターや民間事業所などへ速やかに情報提供を行うことが可能になり、関係機関と連携を図りながら、利用者をスムーズに介護保険制度へつなぐことができた。この事業は、介護保険制度の訪問介護サービスを利用できない・そぐわない場合のため、対象者が限定されている。利用人数・回数・時間数ともに減少傾向となっているが、認知症の介護支援が急務となっている中、介護保険サービスを補完するサービスとして、利用者と介護者の在宅生活を支えることができた。」

「11 介護保険要介護認定事業」。

「調布市の介護保険制度運営のために、介護保険法に基づく要介護認定調査を行った。平成 25 年度は 68 件の認定調査を行い、対象者の心身の状態、日常生活等について訪問調査を行った。その結果、適正かつ円滑な制度運営の遂行に資することができた。」

「12 障害者訪問介護事業」。

「この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法における訪問介護事業である。地域で安心して自立した在宅生活を継続できるよう、公社職員の介護士による障害者総合支援居宅介護、重度訪問介護のホームヘルプサービスの提供を行った。平成 25 年度の利用状況については、頻回に利用されていた利用者が、8 月を中心に数人が入退院されたことで、前年度との比較で、最大 79 時間 50 分の訪問時間の減少となったが、いずれの利用者も退院され、再開されている。夏の間に入院された方は短時間の頻回利用の方々でもあったことから、年間の訪問回数が 642 回も大きく減少した要因にもなったが、訪問時間数は約 27 時間の減少にとどまった。今後も、公社ならではのチームケア方式による質の高いサービスを 365 日提供し、公社の持つ行政や他機関との連携を生かすことにより、精神疾患等の疾病による症状が重篤な方や、多くの課題を抱え介護に相当な経験とノウハウを要する利用者の受け入れを行っていく。」

『Ⅱ. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査研究開発事業』

「13 普及啓発事業」。

「市民相互の支え合いによるあたたかい地域づくりを目指し、情報発信、地域活動への参加支援、住民同士の仲間づくりの場の提供等、さまざまな手法で福祉に関する普及啓発に努めた。重点事業の一つである「認知症の方を支える地域づくり及び家族介護者への支援の推進」の取組として、「NPO 法人町田市つながりの開」理事長の前田隆行氏を講師に、「認知症の理解を深める～認知症を患うということ～」をテーマにした福祉講演会を行った。また、地域包括ケアシステムの構築や今後の介護保険制度の改正を踏まえ、住民参加型事業の基盤を強化するため、地域団体との連携を図り、地域に出向いての事業説明会や、調布エフエム、テレビ広報「ちょうふ」の活用等も行いながら、事業 PR を積極的に行い、協力会員の拡大に努めた。」

「14 人材育成事業」。

「公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくり」を推進するため、介護の担い手や協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生を受け入れ、講座、研修会、学習会の開催等、さまざまな「学びの場」を提供し、介護など地域福祉の担い手となる人材育成に努めた。ヘルパー・介護職員の育成事業である「介護職員初任者研修」を開催し、修了者の約半数が市内等の事業所で就労することができた。

今後、公社の事業を推進するにおいて協力会員の拡大が欠かせない。多くの世代の参加を呼びかける事業として親子料理教室を開催し、子育て中の若い世代に公社の活動を知っていただくことができた。また、公社は、住民参加型在宅福祉サービスを含め、インフォーマルサービスと地域包括支援センター及び各種介護保険サービスなどのフォーマルサービスを総合的に学ぶことができる法人である。1 年間で、福祉、医療、教育職の資格取得を目指す学生 34 人の実習を受け入れた。

こうした事業のほかにも、要望に応じ、福祉専門職の講師派遣や訪問介護係等の社内研修の公開、そして協力会員、ボランティア及び市民向けなど、さまざまな研修や講習を実施し、公益法人として地域の福祉を担う人材の育成に組織全体で取り組んだ。」

「15 調査研究開発事業」。

「平成 25 年度も引き続き調布市内、市外等の関係機関と会議の場での情報交換や連携を図り、公社の事業全体で質の高いケアを行うことができるように努めた。

重点事業の「食事サービス事業の改善に向けた取組」及び「高齢者の見守り体制の強化」として、平成 24 年度にモデル実施した「調布市食事サービス連絡会準備会」を、平成 25 年度は本格実施とし、「調布市食事サービス連絡会」を開催した。調布市内の高齢者等に配食を実施しているほかの事業者へ呼びかけ、8 事業所 10 名の参加があり、試食会を実施したほか、大雪・降雪時の配達状況などの情報交換や安否確認の取組などを報告し合い、市内事業者間でサービス内容の理解を深めた。また、重点事業の「認知症の方を支える地域づくり及び家族介護者支援の推進」として「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」を平成 26 年 1 月に 6,000 部発行した。作成の過程において、介護者グループの方など関係する方々からのヒアリングを行い、いただいたアドバイスを参考にした。新聞紙上で紹介されたこともあり、認知症の方を支える家族から、マップが欲しいという連絡や悩みの相談もあるなど、

大きな反響があった。3月には1,000部を増刷した。」

『Ⅲ. その他の報告事項』

「16 事業運営に関する事項」。

「職層別の会議や衛生委員会などで、公社全体の課題や連絡調整、各事業の推進や評価などを協議してきた。また、業務の効率化や事業の活性化に努め、適正で安定した運営のために、苦情対応やヒヤリハット等、日常業務の中で発生する事案に対し、組織として再発予防に取り組んだ。避難訓練は、公社の上層階に居住する住民と合同で実施するなど、さまざまな業務の改善や事業運営の安定に向けた取組を行った。」

「17 サービスの質の向上」。

「公社は、事業を推進していく上で必要な技術・知識・コミュニケーション能力を高め、サービスの向上を目指し、職員のミーティングや研修参加を積極的に推進した。特に、公益財団法人に移行して2年目となった平成25年度は、公社の理念に基づいた事業運営を推進していくため、公社全職員を対象に、4回にわたり「理念・使命」研修を実施した。理念・使命研修を通じて公社が推進している「循環型システム」や「総合的・一体的なサービス提供」についての理解、公社の歴史や地域を取り巻く社会環境、調布市からの期待や支援の内容を学ぶことで、公社が地域の中で果たしてきた役割、果たすべき役割についての具体的なイメージを持つことができた。最終回では、ワールドカフェという会議の方式で討議を行い、係を超えた職員相互の理解を深め、公社内で連携をさらに密にしていこうという機運が高まるなど、今後の事業展開の基盤を強固にすることができた。

また、年間を通じて社内会議等を活用し、係や担当ごとの研修に積極的に取り組んだ。常に情報共有、自己研鑽を進め、チームワークを磨きながら、よりよいサービスの提供に努めた。

外部の研修やシンポジウム等に、延べ234人が184回、308日間参加し、平成27年度の介護保険改正制度等の情報収集や職務に関する講習会等で研鑽を積んだ。また、外部研修の受講者は係会議等で伝達に努め、情報や技術の共有に努めた。」

「18 役員等・会議に関する事項」。

「理事会を年4回、評議員会を年2回、開催した。例年の協議、審議事項である収支予算と決算、事業計画及び報告に加え、平成25年度は多くの規程類の整備に努め、ご審議いただいた。」

「19 事業報告書附属明細書について」。

「事業報告書附属明細書については、公社の定款第9条に定めがあり、事業報告を補足するものとして、理事会の決議、また定時評議員会の承認を受けることになっている。ただ、今回、報告すべきものについて、事業報告の中に入っていることから、「該当なし」となっている。」

評議員より、「4ページの真ん中辺に、「専門職が関わることで」とあるが、これは栄養士が毎日、協力会員と一緒に厨房に入っているということなのか」との質問があった。事務局より、「専門職が関わることで「必要な人が、いざという時、助けられる」という部分の専門職は、住民参加推進係のソーシャルワーカーと看護師

のことを指している。栄養士が在宅での栄養改善などにかかわっていくということは、今後の検討事項だと思う。現段階においては、相談があったときなど、適宜必要に応じて栄養士が入っているが、毎日厨房に入っているという現状ではない」との答弁があった。

評議員より、「公益財団法人として2年目で、初期の目的等がかなり達成される道筋がついてきたように思う。食事サービスについても、これまでの研究成果が市民の方たちへも還元されてきているので、非常にいい取組だったと思う。介護保険法が改正になるため、今年度から新しい計画づくりになるが、それを見据えて、認知症の方を支える地域づくりや、家族介護者への取組等も、若年性というところで焦点を当てていただき、非常に斬新な取組だったと思う。今後お願いしたいのは、見守りの強化のところ、食事サービスの地域の見守りだけになっているかと思うので、東京都の見守りガイドブックも刊行されている経緯もあり、食事を核としながらも、もう少し多角的な見守りについても事業を展開していただけるとありがたい」との意見があった。事務局より、「食事サービスの研究については、平成22年度、23年度に行い、調布市の方にも委員に出席いただいたおかげで、あり方検討ということで、ロードマップも作成できた。その部分をきちんと活かし、高齢者等の皆様を見守っていく部分と、食事を通して地域づくりという部分と、福祉的な役割を担っていききたいと思う。また、高齢者の見守り体制の強化の部分については、今回は食事サービスの部分を取り上げたが、今後、高齢者の単身の方、夫婦世帯の方や認知症の方が大変増加するという国の報告もあるので、食事サービスが地域包括ケアシステムの中で配食サービスという生活支援サービスの一つということで、公社事業全てが高齢者の方々にかかわる事業であるので、そういった部分も常に着目しながら、今後も事業展開を行っていききたい」との答弁があった。

評議員より、「事業報告資料2の6ページにある「協力会員の推移」という表の右側に「活動率」という欄がある。この活動率というのとは何か」との質問があった。事務局より、「協力会員の年間登録者数の合計から、活動した人の延べ人数を出し、それを割り返したもので、イメージとしては、どのくらいの協力会員が登録されていて、どのくらいの方が動いているかというものである。ゆうあいの場合、食事サービスの調理、配達、洗浄という協力会員活動と、あとは利用会員一人ひとりの方にご訪問して日常的な家事支援などをやっているホームヘルプサービス活動があるので、全ての合計の数である」との答弁があった。

評議員より、「協力会員の数が平成21年ぐらいからだんだん下がってきている。人数が少なくなると、それだけ協力会員の活動する機会が多くなり、協力会員が多くなると活動率も下がってくる、という理解でよいか」との質問があった。事務局より、「登録者の中でたくさん協力会員の活動のニーズがあり、それを我々が適切にコーディネートして稼働率を上げられれば、そういう傾向にはならないと思うので、一概に、協力会員の総体が増えれば活動率が下がるということではないように思う」との答弁があった。

評議員より、「公社の理念を実現していくためには、協力会員の確保というのは大変大事だと思う。25年度は若い世代を対象にした事業展開をされているが、高齢の

方もたくさんおられるので、全体を見て、協力会員を増やすための説明会なり PR 等は考えているか」との質問があった。事務局より、「協力会員拡大の取組は重要な課題と考えている。これまでも、地域センターへ出張し登録説明会を行ったり、テレビ広報「ちょうふ」等でも PR をしているが、これからも取組を強化し、拡大に努めていきたい」との答弁があった。

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

ウ 議案第 3 号 平成 25 年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「平成 25 年度財務諸表（案）、14 ページの収支計算書（中科目集計）で、平成 25 年度公社の収支決算額は、収入においては、中段の事業活動収入計の 5 億 6,638 万 3,900 円で、支出は、15 ページ上段の事業活動支出計の 5 億 6,920 万 6,662 円と、その下段の投資活動支出計の 661 万 5,000 円を合わせた 5 億 7,582 万 1,662 円で、この結果、当期収支差額はマイナス 943 万 7,762 円となった。その主な要因は、公社自主事業のうち訪問介護事業、居宅介護支援事業において収支差額がマイナス 874 万 2,233 円となり、訪問介護事業では 4 月以降それまで頻繁に援助に入っていた利用者に入院や施設入所が相次ぎ、援助時間が総体的に減少したこと、また、地域にデイサービス事業者が増加したことにより、その送り出しのための援助や夕食の準備等、1 件当たりの援助時間が短いものが集中したことによるものである。今後は、こうした情報を的確かつ迅速に収集し、対策を講じ、公社全体で対応していく。

この結果、繰越金については、15 ページ下段の前期繰越収支差額 5,855 万 9,317 円から当期収支差額 943 万 7,762 円を減額いたしたことから、次期繰越収支差額は 4,912 万 1,555 円となる。

3 ページ、正味財産増減計算書で、正味財産期末残高については 4 ページ中段の経常収益計のとおり 5 億 5,914 万 1,217 円、経常費用は 5 ページ中段の経常費用計のとおり 5 億 6,435 万 3,867 円となった。結果、下段の当期経常増減額はマイナス 521 万 2,650 円となる。このことにより、一般正味財産期首残高から当期経常増減額を控除し、一般正味財産期末残高は 8,536 万 7,841 円となる。これに基本財産である指定正味財産の 3 億円を加え、最下段にあるとおり正味財産期末残高は 3 億 8,536 万 7,841 円となる。

6 ページ、正味財産増減計算書内訳表は、公社の会計を、公益事業を経理する公益目的事業会計と、法人の管理にかかわる部分を経理する法人会計とに区分した内訳表である。

7 ページ、中段の当期経常増減額のうち、公益目的事業会計のマイナス 1,005 万 8,750 円は、冒頭で説明した訪問介護事業等の事業による収支差額に減価償却費を加えたもので、その隣の法人会計の 484 万 6,100 円は設備投資として行った予算編成システムの改修である。

8 ページ、財務諸表に対する注記については、会計方針に関するもの等、財務諸表本文に対する補足説明となる。

1 ページ、貸借対照表で、資産の部、流動資産合計は 1 億 263 万円余となり、その

主な内容は、普通預金で 6,743 万円余、未収金が 3,240 万円余である。未収金はサービス提供月と収入時期が異なることから生じるもので、その内訳は、国民健康保険団体連合会の介護給付費が 2,253 万円余、サービス利用料が 964 万円余で、対象件数は 1,008 件となっている。

固定資産の主な内容は、(1) 基本財産が 3 億円、(2) 特定資産として事業運営基金が 1,677 万円余、(3) その他固定資産が 1,946 万円余で、その主なものとしては建物附属設備として記載しているヘルパーステーションと第二事務所の改修費並びに事業で使用するパソコンのソフトウェアである。

負債の部、流動負債については、未払金が 2,836 万円余で、その内訳は職員給料が 1,489 万円余、社会保険料の事業主負担分が 343 万円余、協力会員の活動費が 271 万円余、取引業者が 56 件分で 731 万円余となる。

調布市預り金は、平成 25 年度の事業精算に伴う補助金、委託金の返還金である。

2 ページ、負債及び正味財産合計は 4 億 3,888 万 3,345 円で、資産合計と同額となり貸借は一致している。なお、貸借対照表の詳細については、12 ページの財産目録に掲載しているので確認いただきたい。

なお、今回の決算については、平成 25 年 4 月 22 日火曜日、調布市市民プラザあくろすにおいて、監事による決算監査を受け、その結果について理事会において報告をし、承認を得ている。」

評議員より、「訪問介護の利用者の減によって出た分というのは、来年度以降についていくつか対策があるが、もう少し具体的にお聞かせ願いたい」との質問があった。事務局より、「前年度の前半が特に落ち込みがひどく、後半は回復はしたが、同じようなことが起きないようにということで、今年度の対策としては、前年度退職したヘルパー 4 名のうち、2 名は不補充とし、人件費を抑えて、収入の状況を見て採用を進めていく。また、公社全体のサービスの利用者を多くすることでケアマネジャーの勤務時間を増やし、ケアプラン数を多くする。ケアプランの増加と訪問介護の提供時間をともに増やしていくという対策を立てている」との答弁があった。

評議員より、「今の案では、かなり職員に負担がかかるようで少し心配だが、毎月のチェックとか、先々を見越しての管理など、全て数字に現れてくると思うので、小まめなチェックをしながら、対策を継続して立てていただきたい」との意見があった。

審議の結果、満場一致で原案了承と決した。

エ 議案第 4 号 役員の選任について

事務局より次のように説明があった。

「調布ゆうあい福祉公社は平成 24 年度より公益財団法人へ移行している。定款第 25 条（役員の任期）に、「理事・監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、本日開催の平成 26 年度定時評議員会の終結をもって、現理事・監事の任期は満了となる。

平成 26 年 4 月 23 日開催の理事会において、役員候補者名簿のとおり、役員候補者

を決定したので提案するものである。なお、任期については、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとなるので、平成 28 年度定時評議員会終結の時までとなる。

現理事・監事の皆様には、これまでも公社の発展にご尽力をいただいている。今後も、その力をおかしたいとたく、皆様重任として役員候補者名簿を作成している。」

審議の結果、全理事・監事について満場一致で原案どおり承認と決した。

以上で、本日の案件について全て終了した。